

利益相反防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人いなかパイプ(以下「当法人」という。)の倫理規程に基づき、役職員(役員および職員等)の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「利益相反」とは、当法人の役員が次の各号に掲げる取引(以下、「利益相反取引」という。)を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 自己が役員を務める企業、団体等(以下、「兼業先」という。)から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引
- (4) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第2章 兼業先の申告

(役員就任時の申告)

第3条 役員は、当法人の役員就任時に自己の兼業先の法人名および役職名について、代表理事に書面で申告するものとする。

2 当法人の役員に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役員は、当法人の役員就任後、新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、代表理事に書面で申告するものとする。

2 当法人の役員就任時または就任後、他の企業、団体等の役員を退任した場合も、前項と同じ申告をするものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、申告内容を精査した上で、当法人との間での利益相反の状況を確認する。

2 代表理事は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、他の理事と協議の上、

すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

第3章 利益相反取引の承認および報告

(利益相反取引の承認)

第6条 役員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

2 前条の開示事実にかかる社員総会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする役員は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

第7条 前条の利益相反取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、社員総会に報告しなければならない。

(利益相反及び特別な利益供与の防止)

第8条 役職員が職務の執行に際して当法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示し、その内容を確認しなければならない。確認後は法令、当法人の定款及び他の規程・内規に従って取り扱うものとする。

2 役職員は、法令に従い、特定の個人又は団体に対して特別な利益を供与してはならない。

3 当法人は、役職員に対し定期的に「利益相反に関する事項」について自己申告を求め、コンプライアンス規程第5条に基づき設置されたコンプライアンス委員会において確認を行い、迅速な発見及び是正を図る。

第4章 利益相反管理体制

(社員総会の責任)

第9条 社員総会は、利益相反管理の重要性を認識し、当法人の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 利益相反管理体制の整備に関すること

(代表理事の責任)

第10条 代表理事は、当法人の利益相反管理体制の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定

- (2) 利益相反管理の実施と、その有効性の検証・改善
- (3) 利益相反の状況が生じた場合の速やかな是正措置の実施
- (4) 役職員に対する教育・研修および啓発体制の整備と周知徹底

第5章 その他

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025年8月31日から施行する。